

ふじみ野市立産業文化センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 市内の産業の振興と市民の文化の向上を図るため、ふじみ野市立産業文化センター(以下「センター」という。)をふじみ野市うれし野二丁目10番48号に設置する。</p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) センターの利用に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要なこと。</p> <p><u>(休館日)</u></p> <p>第3条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</p> <p><u>(利用の許可)</u></p> <p>第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受け</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 市内産業の振興と市民の文化の向上を図るため、ふじみ野市立産業文化センター(以下「センター」という。)をふじみ野市うれし野二丁目10番48号に設置する。</p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第2条 センターは、センターの多目的ホール、ギャラリー、会議室及び控室並びに附属設備(以下「施設等」という。)の利用に関する業務を行う。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 市長は、センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p><u>(指定管理者の業務)</u></p> <p>第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) センターの維持管理に関する業務</p> <p>(2) 第2条に規定する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p>第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定め</p>

なければならない。

- 2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの利用を制限する必要があると認めるとき。

- 2 センターを引き続いて利用できる期間は、休館日を除き7日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくはセンターの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

るところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者が管理上必要と認め、市長が承認したときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間等)

第7条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 施設等を引き続いて利用できる期間は、休館日を除き7日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。

2 指定管理者は、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

(1) その利用が公共の秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) その利用が施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、センターの管理上特に支障があるとき。

(利用権の譲渡の禁止)

第10条 第8条第1項の規定によりセンターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、センターの管理上特に支障があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 第8条第2項の規定による条件に違反したとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用が終了したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により利用を制限され、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定

(特別設備の承認)

第12条 利用者が、施設等の利用に当たり特別の設備をし、又は原状を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、若しくはこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(利用料金)

第14条 指定管理者は、センターの利用者からセンター及びセンターの附属設備の利用に係る利用料金を徴収する。

2 利用料金(センターの附属設備の利用料金を除く。)の額は、別表に定める区分に応じた金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 センターの附属設備の利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第15条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

管理者」という。)に、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条に規定する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第11条第1号、第12条第2項及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第1項第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)、附則第2項及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

3 第1項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(利用料金の不還付)

第16条 指定管理者は、既納の利用料金を還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により、利用者がセンターを利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(原状回復)

第17条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第11条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときは、速やかに原状に復さなければならない。

別表(第9条関係)

利用区分		時間区分			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的	平日	円	円	円	円
ホール		5,000	7,000	10,000	20,000
	土曜・日曜・休日	6,000	9,000	12,000	24,000
ギャラリー		2,500	4,000	5,000	10,000
第1会議室		500	700	1,000	2,000
第2会議室		1,000	1,500	2,000	4,000
第3会議室		1,500	2,100	3,000	6,000
2分の1使用		750	1,050	1,500	3,000

2 利用者は、前項の規定により原状に復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第18条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第14条関係)

施設基本利用料金

(単位：円)

利用区分		時間区分			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時30分	午前9時～午後9時30分
多目的	平日	5,000	7,000	10,000	20,000
ホール	土曜・日曜・休日	6,000	9,000	12,000	24,000
ギャラリー		2,500	4,000	5,000	10,000
第1会議室		500	700	1,000	2,000
第2会議室		1,000	1,500	2,000	4,000
第3会議室		1,500	2,100	3,000	6,000
2分の1使用		750	1,050	1,500	3,000
控室		200	300	500	1,000

控室	200	300	500	1,000
----	-----	-----	-----	-------

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 2 多目的ホール、ギャラリー、会議室又は控室(以下「ホール等」という。)の利用者が入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合の使用料の額は、この表の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料の額が1,000円未満のとき 100分の50
 - (2) 入場料の額が1,000円以上のとき 100分の100
- 3 ホール等を市外居住者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料の額は、この表の額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 ホール等を営利又は宣伝等に類する行為を目的として利用する場合の使用料の額は、この表の額に100分の150を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 多目的ホール及びギャラリーを飲食の伴う会合等で利用する場合の使用料の額は、この表の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 ホール等を準備又は練習のために利用する場合の使用料の額は、この表の額の100分の50に相当する額とする。
- 7 時間延長をした場合の1時間当たりの使用料は、当該使用料(この表の額に加算した加算額を含む。)の1時間当たりの100分の130に

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 2 多目的ホール、ギャラリー、会議室又は控室(以下「ホール等」という。)の利用者が入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合の利用料金の額は、基本利用料金の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料の額が、1,000円未満のとき。 100分の50
 - (2) 入場料の額が、1,000円以上のとき。 100分の100
- 3 ホール等を市外居住者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用場合の利用料金の額は、基本利用料金の額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 ホール等を営利又は宣伝等に類する行為を目的として利用場合の利用料金の額は、基本利用料金の額に100分の150を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 多目的ホール及びギャラリーを飲食の伴う会合等で利用場合の利用料金の額は、基本利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 ホール等を準備又は練習のために利用場合の利用料金の額は、基本利用料金の100分の50に相当する額とする。
- 7 時間延長をした場合の1時間当たりの利用料金は、当該利用料金(基本利用料金に加算した加算額を含む。)の1時間当たりの100分

相当する額とする。この場合において、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。

8 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

9 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

の130に相当する額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。

8 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。

9 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。